

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年8月18日  
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が8月23日まで延長されました。
- 今回の指示で、活動制限レベル4と指定された地域には、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうちスラバヤ市等17県市が含まれています。
- 今般の内務大臣指示により、ショッピングモールの訪問客に対して、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングが義務付けられました。
- 輸出指向企業及び国内市場指向企業について、一定の条件の下で100%の出勤率での活動を認める試験的措置を行うとされました。

1. 8月16日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、8月23日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年34号)を発出しました。本大臣指示により、活動制限レベル毎の区分地域に一部変更が生じましたが、ジャカルタ首都圏や多くの主要な都市圏については引き続き活動制限レベル4のままとされています。

2. ジャワ・バリでの活動制限レベル4の実施地域には、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうちスラバヤ市等17県市が含まれています。これまで活動制限レベル4とされていたンガンジュック県は活動制限レベル3に区分されました。

3. 今般の大臣指示では、ジャワ・バリでの活動制限レベル4の制限内容に以下の変更がありました。レベル4の活動制限の内容は、以下の点以外は従来と変更ありません。これまでの活動制限については、8月10日付け当館お知らせ( <https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100221688.pdf> )を参照してください。

(1) 屋台や路上販売等の飲食店や屋外型の飲食店での飲食の制限時間を30分以内に緩和。ショッピングモール内の飲食店での店内飲食については、収容人数を25%まで、1テーブル2人までに制限して許可。

(2) ショッピングモールのすべての訪問客及び従業員に対し、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを義務付け。71歳以上の者に対するショッピングモール入店禁止制限は撤廃(12歳未満は、引き続き入店禁止。)。ショッピングモールの試験的営業を許可する地域については、当館管轄地である東ジャワ州スラバヤ市の他、シドアルジョ県、モジョケルト県、ラモンガン県、グレシック県、パンカラン県に拡大されま

した。

(3) 礼拝施設については、収容率・人数を50%以下または50人以下に緩和。

(4) 試験的措置として、運動・スポーツ活動のうち、屋外における4人以下での身体的接触や頻繁な近距離でのやり取りを伴わない運動については、東ジャワ州スラバヤ都市圏において、マスク着用(水泳等は除く)の下で実施を許可、屋外運動施設については、収容人数を25%までに制限して営業を許可。なお、屋外運動施設では、利用者の検温、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを実施、施設内のロッカーやシャワールームの利用及び飲食店での店内飲食は禁止。

4. 今般の大臣指示では、レベル4を含むジャワ・バリ内の全ての活動制限レベルを対象に、輸出指向企業及び国内市場指向企業について、試験的措置として、一定の条件の下、2シフト以上に分けた上で、100%の出勤率での活動を認めるとされました。同大臣指示による条件は以下のとおりです。

(1) 試験的措置の対象企業は工業省が定める。

(2) 対象企業およびその従業員は、生産施設の出入りにあたり、アプリ「pedulilindungi」によるスクリーニングを行う。

(3) 対象企業は、工業省及び保健省が定める保健プロトコルに従う。

5. なお、アプリ「pedulilindungi」の利用に当たり、外国人が登録できない、外国のワクチン接種証明書が登録できないといった問題が生じていると承知しています。この問題については、在インドネシア日本国大使館からインドネシア政府当局に対して、運用の改善を申し入れているところです。

6. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。

7. 現在、インドネシアでは、ジャカルタ首都圏を始めとしたジャワ島を中心に、厳しい新型コロナウイルス感染状況が続いています。在留邦人の皆様におかれては、感染状況やインドネシア政府による措置等に関し、最新の状況に注意ください。インドネシア政府は、国内の深刻な新型コロナウイルス感染状況を受けて、不要不急の移動を控えるよう強く呼びかけています。緊急性を伴わない移動はできるだけ延期するなど、安全確保に努めてください。(了)